

徳島市男女共同参画プラン推進評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 男女共同参画社会を目指す「徳島市男女共同参画プラン」の取組の実効性を向上させるため、徳島市男女共同参画プラン推進評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「徳島市男女共同参画プラン」の施策評価に関する事項
- (2) その他男女共同参画プラン推進に必要な提言に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部女性センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成29年6月15日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第7条第1項の規程にかかわらず、市長が招集する。